

# 公益財団法人日本調停協会連合会定款

## 目次

- 第1章 総則（1条・2条）
- 第2章 目的及び事業（3条・4条）
- 第3章 資産及び会計（5条－11条）
- 第4章 会員（12条）
- 第5章 評議員（13条－16条）
- 第6章 評議員会（17条－23条）
- 第7章 役員（24条－30条）
- 第8章 理事会（31条－38条）
- 第9章 事務局（39条）
- 第10章 委員会（40条）
- 第11章 定款の変更及び解散（41条－44条）
- 第12章 公告の方法（45条）
- 第13章 補足（46条）

## 第1章 総則

### （名称）

**第1条** 本会は、公益財団法人日本調停協会連合会と称する。

### （事務所）

**第2条** 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の議決によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### （目的）

**第3条** 本会は、調停制度の健全な運営を確保し、その改善発展に寄与することを

目的とする。

### **(事業)**

**第4条** 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 調停制度及びこれに関する法規を調査・研究し、調停制度の改善発展につき提言する事業
  - (2) 前号の調査・研究の資料の蒐集
  - (3) 調停制度の普及及び広報活動
  - (4) 全国の各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所単位の調停協会、その他調停制度に関連する諸団体との連絡・意見交換及び調査・研究の資料並びに調査・研究の成果の交換
  - (5) 調停に関する出版物の刊行
  - (6) 調停に関する相談会・研究会・講演会の開催
  - (7) 調停委員に対する研修の実施
  - (8) 全国調停委員大会の実施
  - (9) 裁判所と調停委員との連絡・意見交換
  - (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

## **第3章 資産及び会計**

### **(基本財産)**

**第5条** 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、理事会において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第172条第2項に規定する、本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた財産とする。
- 3 基本財産以外の財産をその他の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以降に寄附を受けた財産の取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

### **(基本財産の維持及び処分)**

**第6条** 基本財産について本会は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、決議に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を経、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経るものとする。

### **(財産の管理及び運用)**

**第7条** 本会の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

### **(事業年度)**

**第8条** 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### **(事業計画及び収支予算)**

**第9条** 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### **(事業報告及び決算)**

**第10条** 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### **（公益目的取得財産残額の算定）**

**第11条** 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

### **第4章 会員**

#### **（会員）**

**第12条** 全国の各地方裁判所及び各家庭裁判所単位の調停協会は、本会の会員となることができる。

2 会員は、本会の目的と事業達成に協力し、本会は、その事業を通じて会員に協力する。

3 会員は、理事会の定める会費を支払う。

4 会員に関する規則は、理事会で定める。

### **第5章 評議員**

#### **（評議員）**

**第13条** 本会に評議員50名以上60名以内を置く。

#### **（評議員の選任及び解任）**

**第14条** 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

#### （任期）

**第15条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### （評議員の報酬）

**第16条** 評議員は、無報酬とする。

### 第6章 評議員会

#### （構成）

**第17条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、法令、本定款及び評議員会において定める規則（以下「評議員会規則」という。）に基づき運営する。

#### （議長・副議長）

**第18条** 評議員会は、評議員の中から議長1名、副議長1名を選任する。

2 議長は、評議員会を主催し、法令、本定款及び評議員会規則で定められた職務

を行う。

- 3 副議長は、議長がその任務を行うことができないとき又は議長に指定されたときに、議長に代わって議長の職務を行う。

#### **(権限)**

**第19条** 評議員会は、次の事項について決議する。

- 1 理事及び監事の選任及び解任
- 2 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- 3 定款の変更
- 4 残余財産の処分
- 5 基本財産の処分又は除外の承認
- 6 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### **(開催)**

**第20条** 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### **(招集)**

**第21条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### **(決議)**

**第22条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- ① 監事の解任
  - ② 定款の変更
  - ③ 基本財産の処分又は除外の承認
  - ④ その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### **(議事録)**

**第23条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した評議員2名がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

## **第7章 役員**

### **(役員の設定)**

**第24条** 本会に、次の役員を置く。

- ① 理事 25名以上31名以内
  - ② 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事のうち、8名以上10名以内を副理事長とする。
- 4 理事長及び副理事長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

### **(役員を選任)**

**第25条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### **(理事の職務及び権限)**

**第26条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職



務を執行する。

- 2 理事長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して、本会の業務を執行する。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ定められた順序により、理事長の職務を代行する。
- 4 第2項及び第3項に掲げる理事は、自己の職務の執行の状況を理事会に毎事業年度に四箇月を超える間隔で2回以上報告しなければならない。

#### **(監事の職務及び権限)**

**第27条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### **(役員任期)**

**第28条** 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### **(役員解任)**

**第29条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 1 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

2 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

**(役員の報酬)**

**第30条** 理事及び監事は、無報酬とする。

**第8章 理事会**

**(構成)**

**第31条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

**(権限)**

**第32条** 理事会は、次の職務を行う。

- 1 本会の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 理事長及び副理事長の選定及び解職

**(開催)**

**第33条** 理事会は、毎事業年度定時理事会として事業年度終了後3箇月以内と2月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

**(招集)**

**第34条** 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長があらかじめ定められた順序により、理事会を招集する。

**(議長)**

**第35条** 理事会の議長は、理事長又はその指名した副理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、副理事長がこれに当たる。

**(決議)**

**第36条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第19

7条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### **(議事録)**

**第37条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

#### **(理事会運営規則)**

**第38条** 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

### **第9章 事務局**

#### **(事務局)**

**第39条** 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長、部長等の重要な職員の選任及び解任については、理事会の承認を経なければならない。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

### **第10章 委員会**

#### **(委員会)**

**第40条** 本会は、理事会の決議により、目的を定めて委員会を置くことができる。

- 2 理事長は、理事会の承認を経て、委員会の委員長、副委員長、委員を任命する。ただし、理事会を開催しないときにこれらの者を任命する必要がある場合、理事長は、これを任命することができるものとし、任命後直近に開催する理事会において、その承認を受けなければならない。
- 3 委員会に関する事項は、理事会において定める規則をもって定める。

### **第11章 定款の変更及び解散**

#### **(定款の変更)**

**第41条** この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

#### **(解散)**

**第42条** 本会は、本会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

#### **(公益認定の取消し等に伴う贈与)**

**第43条** 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### **(残余財産の帰属)**

**第44条** 本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## **第12章 公告の方法**

#### **(公告)**

**第45条** 本会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## **第13章 補則**

#### **(委任)**

**第46条** この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### 附 則

#### **(施行期日)**

**第1条** この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

**(事業年度の開始日)**

**第2条** 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

**(最初の代表理事)**

**第3条** 本会の最初の代表理事は、別紙1代表理事名簿記載の者とする。

**(最初の評議員)**

**第4条** 本会の最初の評議員は、別紙2評議員名簿記載の者とする。

**(会員に関する経過措置)**

**第5条** 財団法人日本調停協会連合会寄附行為第6条第1項1号に基づく協力団体である全国の各地方裁判所及び各家庭裁判所単位の調停協会は、本定款第12条第1項に基づく会員とする。

令和5年度役員名簿(敬称略)

公益財団法人日本調停協会連合会

(異動年月日 令和5年6月12日)

役職	氏名	所属調停協会	備考
理事長	大澤 英雄	東京家事調停協会	非常勤
副理事長	金井 克仁	東京民事調停協会連合会	非常勤
	吉岡 大介	東京家事調停協会	〃
	田中 敦	大阪民事調停協会	〃
	松本 裕美	大阪家事調停協会	〃
	池田 桂子	愛知県家事調停協会連合会	〃
	井上 道	広島民事調停協会連合会	〃
	永松 健幹	福岡調停協会連合会	〃
	佐々木 雅康	宮城調停協会連合会	〃
	浅水 正	札幌調停協会連合会	〃
	小早川 龍司	香川調停協会連合会	〃
理事	藤井 寿々子	東京民事調停協会連合会	非常勤
	西端 千佳子	東京家事調停協会	〃
	福田 光広	東京家事調停協会	常勤
	梅村 陽一郎	千葉県調停協会連合会	非常勤
	後藤 直樹	茨城調停協会連合会	〃
	長谷川 裕	兵庫県調停協会	〃
	加藤 晴人	滋賀調停協会	〃
	島村 みどり	和歌山県調停協会連合会	〃
	栗山 知	岐阜県調停協会連合会	〃
	海道 宏実	福井県調停協会連合会	〃
	鵜野 一郎	広島家事調停協会連合会	〃
	熱田 雅夫	島根県調停協会	〃
	大泉 一夫	福岡調停協会連合会	〃
	中島 多津雄	宮崎調停協会連合会	〃
	宮部 剛	宮城調停協会連合会	〃
	赤坂 薫	秋田調停協会連合会	〃
	池田 茂徳	札幌調停協会連合会	〃
	村上 博樹	旭川調停協会連合会	〃
	小泉 武嗣	高知調停協会連合会	〃
	宮部 高至	愛媛調停協会連合会	〃
監事	田中正志	山梨調停協会	非常勤
	川口直也	京都調停協会連合会	〃
	村瀬勝彦	三重調停協会連合会	〃
評議員	宇多正行	東京民事調停協会連合会	非常勤
	面川典子	東京家事調停協会	〃
	延命政之	神奈川民事調停協会連合会	〃
	渡辺 穰	神奈川家事調停協会連合会	〃

牧野丘	埼玉調停協会連合会	〃
高山幸雄	千葉県調停協会連合会	〃
篠崎和則	茨城調停協会連合会	〃
平野浩視	栃木県調停協会連合会	〃
橋爪健	群馬調停協会連合会	〃
洞江秀	静岡県調停協会連合会	〃
雨宮隆浩	山梨調停協会	〃
川島一慶	長野県調停協会連合会	〃
岩淵浩	新潟県調停協会連合会	〃
齋藤雅博	大阪民事調停協会	〃
森本京	大阪家事調停協会	〃
今尾元彦	京都調停協会連合会	〃
阿部善信	兵庫調停協会	〃
木原真俊	奈良県調停協会	〃
井上政治	滋賀調停協会	〃
川端敏弘	和歌山県調停協会連合会	〃
江尻博之	愛知県民事調停協会連合会	〃
竹内裕詞	愛知県家事調停協会連合会	〃
鎰元理恵子	三重調停協会連合会	〃
寺本和佳子	岐阜県調停協会連合会	〃
戸嶋哲也	福井県調停協会連合会	〃
中出覚	石川調停協会連合会	〃
原英高	富山県調停協会連合会	〃
本田祐二	広島民事調停協会連合会	〃
高橋正明	広島家事調停協会連合会	〃
中山修身	山口調停協会連合会	〃
杉本秀介	岡山調停協会連合会	〃
中西康裕	鳥取調停協会連合会	〃
原田浩一	島根県調停協会	〃
椛島修	福岡調停協会連合会	〃
牟田清敬	佐賀調停協会連合会	〃
梶村龍太	長崎調停協会連合会	〃
石井久子	大分調停協会連合会	〃
山長浩徳	熊本県調停協会連合会	〃
堂免修	鹿児島調停協会連合会	〃
喜田久美子	宮崎調停協会連合会	〃
吉崎敦憲	沖縄調停協会連合会	〃
鈴木由美	宮城調停協会連合会	〃
澤井功	福島県調停協会連合会	〃
宮地真司	山形県調停協会連合会	〃
太田秀栄	岩手調停協会連合会	〃
石川忠則	秋田調停協会連合会	〃
沼田徹	青森県調停協会連合会	〃

神谷奈保子	札幌調停協会連合会	〃
船木隆行	函館調停協会連合会	〃
小山英明	旭川調停協会連合会	〃
河村龍三	釧路調停協会連合会	〃
伊村一由	香川調停協会連合会	〃
豊永寛二	徳島調停協会連合会	〃
藤原建次	高知調停協会連合会	〃
井門達朗	愛媛調停協会連合会	〃



## 令和4年度事業報告書

年 月 日	摘 要
令4. 4. 6	広報委員会広報部会（事務局/ウェブ併用）
7	研修委員会家事部会（事務局/ウェブ併用）
8	在京理事会（事務局）
1 1	研修委員会家事部会（事務局/ウェブ併用）
1 3	総局と周年関係打合せ（事務局）
1 4	ケース研究編集準備会（東京家庭裁判所）
1 8	国立劇場と周年関係打合せ（事務局）
1 8	100年史部会（事務局/ウェブ併用）
1 9	研修委員会民事部会（ウェブ会議）
2 2	記念誌編纂部会（事務局/ウェブ併用）
2 6	記念広報部会（事務局）
5. 1 0	広報委員会広報部会（事務局/ウェブ併用）
1 1	研修委員会民事部会（ウェブ会議）
1 2	調停制度施行100周年・日本調停協会連合会創立70周年記念事業実行特別委員会在京委員会（事務局/ウェブ併用）
1 6	ケース研究編集準備会（東京家庭裁判所）
1 6	令和3年度会計監査（書面）
1 7	在京理事会（事務局/ウェブ併用）
1 8	総局と周年関係打合せ（事務局）
2 0	関東調停協会連合会新旧理事会（日比谷）。山名理事長、望月事務局長出席
2 0	調停時報担当主査会議（事務局）
2 0	広報委員会調停時報編集部会（事務局）
2 4	広報委員会ホームページ部会（事務局/ウェブ併用）
2 4	定時理事会（ウェブ会議）
2 5	記念誌編纂部会（事務局/ウェブ併用）
2 6	調停委員協議会（最高裁判所）。山名理事長、八百屋・宗石両副理事長参列
2 6	研修委員会家事部会（事務局/ウェブ併用）
2 7	家庭事件研究会総会（東京家庭裁判所）
3 0	100年史部会（ウェブ会議）
3 1	第1回式典・大会実行委員会（全国町村会館）

6.	1	調停制度施行100周年・日本調停協会連合会創立70周年企画本「調停による円満解決（有斐閣）」全国一斉発売
	3	調停制度施行100周年・日本調停協会連合会創立70周年企画「広報部会座談会」（全国町村会館）
	3	研修委員会家事部会（事務局/ウェブ併用）
	3	埼玉調停協会連合会主催研修会（さいたま市）。講師・木村智博さいたま簡易裁判所民事調停官
	6	ケース研究編集準備会（東京家庭裁判所）
	8	定時評議員会（書面）
	9	研修委員会民事部会（ウェブ会議）
	10	資産運用グループ（事務局）
	10	千葉県調停協会連合会主催研修会（千葉市）。講師・佐藤愛子国際医療福祉大学医学部講師
	14	家庭事件研究会編集委員会（東京家庭裁判所）
	15	臨時理事会（書面）
	15	総局と周年関係打合せ（事務局）
	15	研修委員会家事部会（事務局/ウェブ併用）
	16	広報委員会広報部会（事務局）
	17	理事長及び新旧副理事長事務引継（事務局）
	17	在京理事会（事務局）
	21	調停時報担当主査会議（事務局）
	21	広報委員会調停時報編集部会（事務局）
	24	100年史部会（事務局/ウェブ併用）
	24	記念広報部会（事務局）
	25	ケース研究誌第344号刊行
	29	調停制度施行100周年・日本調停協会連合会創立70周年記念事業実行特別委員会在京委員会（事務局/ウェブ併用）
7.	1	記念誌編纂部会（事務局/ウェブ併用）
	5	総局と周年関係打合せ（事務局）
	5	在京理事会（事務局/ウェブ併用）
	7	研修委員会民事部会（ウェブ会議）
	12	研修委員会家事部会（事務局/ウェブ併用）
	13	さいたま調停協会主催研修会（ウェブ研修）。講師・山崎朋亮養育費等相談支援センター長

1 4	総局と周年関係打合せ（事務局）
1 4	ケース研究編集準備会（東京家庭裁判所）
1 5	正副理事長会（ウェブ会議）
1 9	広報委員会広報部会（事務局）
2 1	広報委員会ホームページ部会（事務局/ウェブ併用）
2 1	調停制度施行100周年・日本調停協会連合会創立70周年記念事業実行特別委員会在京委員会（事務局/ウェブ併用）
2 5	調停時報209号刊行
2 6	記念誌編纂部会（事務局/ウェブ併用）
8. 3	総局と周年関係打合せ（事務局）
8	100年史部会（事務局/ウェブ併用）
2 3	記念広報部会（事務局/ウェブ併用）
2 4	総局と周年関係打合せ（事務局）
2 4	研修委員会民事部会（ウェブ会議）
2 5	国立劇場と周年関係打合せ（事務局）
2 6	100年史部会（事務局/ウェブ併用）
2 9	記念誌編纂部会（事務局/ウェブ併用）
2 9	広島民事調停協会主催研修会（広島市）。講師・大西恵子機能改善士
9. 2	在京理事会（事務局/ウェブ併用）
6	総局と周年関係打合せ（事務局）
6	第2回式典・大会実行委員会（法曹会館）
7	正副理事長会（ウェブ会議）
8	研修委員会家事部会（事務局/ウェブ併用）
8	資産運用グループ（事務局）
8	国立劇場と周年関係打合せ（国立劇場）
1 2	第1回記念式典リハーサル（国立劇場）
1 3	総局と周年関係打合せ（事務局）
1 4	ケース研究編集準備会（東京家庭裁判所）
1 4	広報委員会広報部会（事務局/ウェブ併用）
1 5	広報委員会ホームページ部会（事務局/ウェブ併用）
1 6	第69回調停委員東北大会及び調停協会功労者表彰式（山形市）。山名理事長、望月事務局長出席
2 1	総局と周年関係打合せ（事務局）
2 1	研修委員会民事部会（ウェブ会議）

2 1	1 0 0 年史部会（事務局/ウェブ併用）
2 2	関東調停協会連合会調停委員大会及び調停協会功労者表彰式（長野市）。山名理事長、望月事務局長出席
2 7	北海道調停協会連合会調停委員大会及び調停協会功労者表彰式（札幌市）。平林副理事長、望月事務局長出席
2 9	在京理事会（メール審議）
1 0 . 4	総局と周年関係打合せ（事務局）
4	研修委員会家事部会（事務局/ウェブ併用）
5	第2回記念式典リハーサル（国立劇場）
6	富山県調停協会連合会主催研修会（富山市）。講師・細田隆家事部会委員
7	国立劇場と周年関係打合せ（国立劇場）
1 2	ケース研究編集準備会（東京家庭裁判所）
1 2	島根県調停協会主催研修会（松江市）。講師・河野美江島根大学保健管理センター教授
1 3	第70回全国調停委員大会及び調停制度施行100周年・日本調停協会連合会創立70周年記念式典（国立劇場）
1 7	記念広報部会（事務局/WEB 併用）
1 8	記念誌編纂部会（事務局/WEB 併用）
1 9	調停時報担当主査会議（事務局）
1 9	広報委員会調停時報編集部会（事務局）
2 5	広報委員会広報部会（事務局）
2 5	ケース研究誌第345号刊行
2 6	研修委員会民事部会（事務局/ウェブ併用）
2 7	東京高等裁判所管内調停運営協議会（ウェブ会議）。山名理事長参列
2 7	大阪高等裁判所管内調停運営協議会（ウェブ会議）。平林副理事長参列
2 8	近畿調停協会連合会調停委員大会及び調停協会功労者表彰式（京都市）。平林副理事長、望月事務局長出席
3 1	1 0 0 年史部会（事務局/ウェブ併用）
3 1	名古屋高等裁判所管内調停運営協議会（ウェブ会議）。平林副理事長出席
3 1	京都家事調停協会主催研修会（京都市）。講師・増田勝久弁護士
1 1 . 1	広島高等裁判所管内調停運営協議会及び調停委員表彰式（広島高等裁判所）。山崎副理事長参列
1	家庭事件研究会編集委員会（東京家庭裁判所）
4	記念広報部会（事務局/ウェブ併用）

9	沼津調停協会主催研修会（沼津市）。講師・田中教仁駒澤女子大学大学院人文科学研究so准教授
10	川越調停協会主催研修会（川越市）。講師・秋武憲一元仙台家庭裁判所長
11	中部調停協会連合会調停委員大会及び調停協会功勞者表彰式（金沢市）。山崎副理事長、望月事務局長出席
17	広報委員会ホームページ部会（事務局/ウェブ会議）
21	記念広報部会（事務局/ウェブ併用）
21	研修委員会民事部会（事務局/WEB 併用）
22	調停時報担当主査会議（事務局）
22	広報委員会調停時報編集部会（事務局）
24	上半期会計監査（書面）
24	四国調停委員大会及び調停協会功勞者表彰式（徳島市）。山名理事長、望月事務局長出席
25	仙台高等裁判所管内調停運営協議会（ウェブ会議）。山崎副理事長参列
28	ケース研究編集準備会（東京家庭裁判所）
29	記念誌編纂部会（事務局/ウェブ併用）
29	研修委員会家事部会（事務局/ウェブ併用）
30	在京理事会（ウェブ会議）
12. 1	100年史部会（事務局/ウェブ併用）
2	資産運用グループ（事務局）
3	調停制度施行100周年・日本調停協会連合会創立70周年記念パネルディスカッション（イイノホール）
9	正副理事長会（ウェブ会議）
9	山口調停協会連合会主催研修会（山口市）。講師・曹洞宗高倉山願成寺・南健司住職
12	高崎調停協会主催研修会（高崎市）。講師・堤克政「高崎史志の会」幹事
13	研修委員会民事部会（ウェブ会議）
16	在京理事会（ウェブ会議）
19	ケース研究編集準備会（東京家庭裁判所）
22	広報委員会広報部会（事務局/ウェブ併用）
27	調停制度施行100周年・日本調停協会連合会創立70周年記念誌「日調連の歩み～平成15年からの20年」刊行
令和5. 1. 10	100年史部会（事務局/WEB 併用）
10	在京理事会（事務局/ウェブ併用）

10	調停時報210号刊行
19	広報委員会ホームページ部会（事務局/ウェブ併用）
19	研修委員会家事部会（事務局/WEB 併用）
20	第71回全国調停委員大会企画運営委員会（札幌市）。下津事務局次長出席
23	ケース研究編集準備会（東京家庭裁判所）
24	研修委員会民事部会（ウェブ会議）
30	調停制度施行100周年・日本調停協会連合会創立70周年記念誌「調停制度100年」刊行
2. 3	右京調停協会主催研修会（京都市）。講師・山本敬三京都大学法学研究科教授
4	神奈川民事調停協会連合会主催研修会（横浜市）。講師・遠藤政尚弁護士
6	在京理事会（事務局/ウェブ併用）
10	越谷調停協会主催研修会（越谷市）。小島知子埼玉福祉保育医療専門学校社会福祉士養成科講師
15	ケース研究編集準備会（東京家庭裁判所）
15	研修委員会家事部会（事務局/ウェブ併用）
16	広報委員会広報部会（事務局/ウェブ併用）
20	研修委員会民事部会（ウェブ会議）
21	研修委員会家事部会（事務局/ウェブ併用）
25	ケース研究誌第346号刊行
27	定時理事会（ウェブ会議）
27	家庭事件研究会編集委員会（東京家庭裁判所）
3. 6	在京理事会（事務局/WEB 併用）
6	山梨調停協会甲府支部主催研修会（甲府市）。講師・細田隆家事部会委員
9	資産運用グループ（事務局）
16	広報委員会ホームページ部会（事務局/WEB 併用）
16	ケース研究編集準備会（東京家庭裁判所）
17	研修委員会家事部会（事務局/WEB 併用）
27	研修委員会民事部会（ウェブ会議）
27	鹿児島調停協会主催研修会（鹿児島市）。講師・重信香織フリーアナウンサー

# 貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金	48,539,745	38,258,879	10,280,866
預金	1,830	8,400	△ 6,570
掛金	276,104	466,448	△ 190,344
前払掛金	136,000	287,500	△ 151,500
未払掛金	43,260	9,000	34,260
前払費用	240,798	569,186	△ 328,388
流動資産合計	49,237,737	39,599,413	9,638,324
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	119,130,000	119,130,000	0
基本財産・金銭信託	300,000,000	300,000,000	0
投資有価証券	209,000,000	209,000,000	0
基本財産合計	628,130,000	628,130,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当金	15,156,000	13,970,000	1,186,000
研究立金	14,153,854	14,153,854	0
研究立金	8,438,718	8,438,718	0
研究立金	0	7,500,000	△ 7,500,000
研究立金	0	7,500,000	△ 7,500,000
特定資産合計	37,748,572	51,562,572	△ 13,814,000
(3) その他固定資産			
什器備品	95,165	120,886	△ 25,721
一括償却資産	165,440	349,800	△ 184,360
ソトウエア	111,105	200,853	△ 89,748
その他固定資産合計	371,710	671,539	△ 299,829
固定資産合計	666,250,282	680,364,111	△ 14,113,829
資産合計	715,488,019	719,963,524	△ 4,475,505
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	378,652	505,202	△ 126,550
未払金	136,005	120,765	15,240
賞与引当金	2,211,000	2,195,000	16,000
流動負債合計	2,725,657	2,820,967	△ 95,310
2. 固定負債			
退職給付引当金	15,156,000	13,970,000	1,186,000
固定負債合計	15,156,000	13,970,000	1,186,000
負債合計	17,881,657	16,790,967	1,090,690
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
寄附金	628,130,000	628,130,000	0
寄附金(ケ-ス研究)	8,438,718	8,438,718	0
指定正味財産合計	636,568,718	636,568,718	0
(うち基本財産への充当額)	( 628,130,000 )	( 628,130,000 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 8,438,718 )	( 8,438,718 )	( 0 )
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	( 61,037,644 )	( 66,603,839 )	△ 5,566,195
(うち特定資産への充当額)	( 14,153,854 )	( 29,153,854 )	△ 15,000,000
正味財産合計	697,606,362	703,172,557	△ 5,566,195
負債及び正味財産合計	715,488,019	719,963,524	△ 4,475,505

## 正味財産増減計算書

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	790,501	786,198	4,303
特定資産運用益	1,202	1,432	△ 230
事業収益	13,707,510	15,625,079	△ 1,917,569
受取寄附金	11,140,000	10,030,000	1,110,000
受取會費	65,000,000	65,000,000	0
受取負擔金	74,796	202,452	△ 127,656
記念事業参加會費	5,030,000	0	5,030,000
雑収益	459	419	40
経常収益計	95,744,468	91,645,580	4,098,888
(2) 経常費用			
事業費	90,797,879	66,284,120	24,513,759
管理費	10,512,782	10,091,956	420,826
経常費用計	101,310,661	76,376,076	24,934,585
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,566,193	15,269,504	△ 20,835,697
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 5,566,193	15,269,504	△ 20,835,697
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
什器備品除却損	2	0	2
経常外費用計	2	0	2
当期経常外増減額	△ 2	0	△ 2
当期一般正味財産増減額	△ 5,566,195	15,269,504	△ 20,835,699
一般正味財産期首残高	66,603,839	51,334,335	15,269,504
一般正味財産期末残高	61,037,644	66,603,839	△ 5,566,195
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	790,501	786,198	4,303
一般正味財産への振替額	△ 790,501	△ 786,198	△ 4,303
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	636,568,718	636,568,718	0
指定正味財産期末残高	636,568,718	636,568,718	0
III 正味財産期末残高	697,606,362	703,172,557	△ 5,566,195



## 財務諸表に対する注記

### 1 継続組織の前提に関する注記

継続組織の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況は存在していない。

### 2 重要な会計方針

この財務諸表は公益法人会計基準(平成20年4月11日 改正平成21年10月16日 改正令和2年5月15日 内閣府公益認定等委員会)に準拠して作成している。

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

基本財産及び特定資産の全ての債券は満期保有目的とし、償却原価法(定額法)によっている。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)によっている。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

その他固定資産の什器備品の減価償却は定額法によっている。

#### (4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金については、職員の賞与支給に備えるため、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上している。

② 退職給付引当金については、職員の自己都合退職による期末要支給額の全額を計上している。

#### (5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 3 会計方針の変更

変更なし。

### 4 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
<b>基本財産</b>				
定期預金	119,130,000	0	0	119,130,000
金銭信託	300,000,000	0	0	300,000,000
投資有価証券	209,000,000	0	0	209,000,000
小計	628,130,000	0	0	628,130,000
<b>特定資産</b>				
退職給付引当資産	13,970,000	1,186,000	0	15,156,000
記念事業積立資産	14,153,854	0	0	14,153,854
ケース研究積立資産	8,438,718	0	0	8,438,718
公益目的積立資産	7,500,000	0	7,500,000	0
全国大会積立資産	7,500,000	0	7,500,000	0
小計	51,562,572	1,186,000	15,000,000	37,748,572
合計	679,692,572	1,186,000	15,000,000	665,878,572

5 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	119,130,000	( 119,130,000 )	-	-
金銭信託	300,000,000	( 300,000,000 )	-	-
投資有価証券	209,000,000	( 209,000,000 )	-	-
小 計	628,130,000	( 628,130,000 )	-	-
特定資産				
退職給付引当資産	15,156,000	-	-	( 15,156,000 )
記念事業積立資産	14,153,854	-	( 14,153,854 )	-
ケース研究積立資産	8,438,718	( 8,438,718 )	-	-
小 計	37,748,572	( 8,438,718 )	( 14,153,854 )	( 15,156,000 )
合 計	665,878,572	( 636,568,718 )	( 14,153,854 )	( 15,156,000 )

6 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	4,341,000	4,245,835	95,165
一括償却資産	1,297,560	1,132,120	165,440
ソフトウェア	448,740	337,635	111,105
合 計	6,087,300	5,715,590	371,710

7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価、評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価、評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
社 債			
大和証券G本社	9,000,000	9,000,900	900
九州電力	100,000,000	99,950,000	△ 50,000
野村HD無担保社債	100,000,000	99,781,800	△ 218,200
合 計	209,000,000	208,732,700	△ 267,300

8 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
基本財産運用益	790,501
合 計	790,501

## 附属明細書

### 1 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記4「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載しているため省略する。

### 2 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	2,195,000	2,211,000	2,195,000	0	2,211,000
退職給付引当金	13,970,000	1,186,000	0	0	15,156,000

# 財産目録

令和5年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金預金				
	現金	手元保管	運転資金として	257,748	
	普通預金	りそな銀行東京公務部	同上	36,784,709	
		三菱UFJ信託銀行本店	同上	951,692	
		三井住友信託銀行本店	同上	383,732	
	通常貯金	ゆうちょ銀行	同上	8,207,098	
	郵便振替	ゆうちょ銀行	同上	373,056	
		ゆうちょ銀行	同上	1,581,710	
			<b>【現金預金計】</b>	<b>48,539,745</b>	
	売掛金		公1(4)出版事業の書籍代金である。	1,830	
			<b>【売掛金計】</b>	<b>1,830</b>	
	棚卸資産	書籍「家事調停条項例集」他計449冊	公1(4)出版事業の在庫である。	276,104	
			<b>【棚卸資産計】</b>	<b>276,104</b>	
	未収金	四国学院大学ほか	公1(4)出版事業のケース研究誌の令和4年度購読料である。	43,260	
		<b>【未収金計】</b>	<b>43,260</b>		
前払金	榊東京国際フォーラム	公1(6)全国大会事業の第72回大会の会場費である。	136,000		
		<b>【前払金計】</b>	<b>136,000</b>		
前払費用	職員交通費等	公1(6)全国大会事業の第71回全国調停委員大会の発行委員会等出席旅費等である。	240,798		
		<b>【前払費用計】</b>	<b>240,798</b>		
<b>流動資産合計</b>				<b>49,237,737</b>	
(固定資産)	基本財産	定期預金	三井住友信託銀行本店	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用している。	50,000,000
			りそな銀行東京公務部	同上	50,000,000
			大和ネクスト銀行ホテイ支店	同上	19,130,000
		金銭信託	三菱UFJ信託銀行本店	同上	300,000,000
		投資有価証券	大和証券新宿支店	同上	109,000,000
			野村證券本店	同上	100,000,000
			<b>【基本財産計】</b>	<b>628,130,000</b>	
	特定資産	退職給付引当資産	りそな銀行東京公務部(定期預金)	職員退職引当資産として管理している。	15,156,000
		記念事業積立資産	大和ネクスト銀行ホテイ支店(定期預金)	他1記念事業の事業費用として積み立てている。	14,153,854
		ケース研究積立資産	りそな銀行東京公務部(普通預金)	公1(4)出版事業のケース研究発行に対する寄附金である。	8,438,718
		<b>【特定資産計】</b>	<b>37,748,572</b>		
その他固定資産	什器備品	会議用テーブル等	(共用財産)	95,165	
			うち公益目的保有財産	45,974	
			うち他1顕彰事業財産	49,191	
	一括償却資産	ノートパソコン等	(共用財産)	165,440	
			うち公益目的保有財産	122,425	
			うち他1顕彰事業財産	1,655	
			うち法人会計財産	41,360	
	ソフトウェア	会計ソフト	(共用財産)	111,105	
			うち公益目的保有財産	82,217	
			うち他1顕彰事業財産	1,112	
			うち法人会計財産	27,776	
			<b>【その他固定資産計】</b>	<b>371,710</b>	

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
固定資産合計				666,250,282
		うち公益目的保有財産		648,034,774
		その他の財産		18,215,508
資産合計				715,488,019
(流動負債)	未払金	(株)アイウィル	公1(3)広報事業の3月分ホームページ管理料である。	65,780
		キャンマーケティングジャパン(株)	公益目的事業を含む全ての事業に使用する3月分コピー料金である。	3,549
		関彰商事(株)	公益目的事業を含む全ての事業に使用する3月分ネットワークサポート料金等である。	15,950
		アスクル(株)	公益目的事業を含む全ての事業に使用する事務用品料金である。	12,182
		NTTファイナンス(株)	公益目的事業を含む全ての事業に使用する3月分電話料金である。	14,938
		NTTコミュニケーションズ(株)	公益目的事業を含む全ての事業に使用する3月分電話料金である。	3,058
		最高裁判所	公益目的事業を含む全ての事業に使用する3月分電気料金である。	5,475
		その他	法人会計で管理する3月分健康保険料及び厚生年金保険料等事業主負担金である。	257,720
			【未払金計】	378,652
	預り金	職員他	源泉所得税	136,005
			【預り金計】	136,005
	賞与引当金	職員	公益目的事業を含む全ての事業に従事する職員の賞与の引当金である。	2,211,000
			【賞与引当金計】	2,211,000
流動負債合計				2,725,657
(固定負債)	退職給付引当金	職員	公益目的事業を含む全ての事業に従事する職員の退職給付金の引当金である。	15,156,000
			【退職給付引当金計】	15,156,000
固定負債合計				15,156,000
負債合計				17,881,657
正味財産				697,606,362

## 令和5年度事業計画書

項 目	事 業 内 容	実 施 時 期
全国調停委員 大会 開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第71回全国調停委員大会（札幌）の開催</li> </ul>	10月
調停委員の 研修，研鑽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地調停協会における研修会への講師派遣</li> <li>・各地調停協会に対する研修に有用な情報提供</li> </ul>	随 時 随 時
調停をめぐる 調査，研究等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調停制度に関する調査研究</li> <li>・関係当局に対する要望，建議（関係当局との懇談会実施）</li> </ul>	随 時 随 時
調停制度の 普及宣伝広報 活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日調連ホームページの充実</li> <li>・行政窓口担当者向け調停制度説明会の実施</li> <li>・各地調停協会への調停手続相談の委嘱と調停制度の広報宣伝依頼</li> </ul>	随 時 随 時 6月
各地調停協会 の 事 業 補 助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調停手続相談事業への補助（補助費交付）</li> <li>・地域調停協会連合会別調停委員大会の開催（補助費交付）</li> <li>・地域調停協会連合会への事業補助（補助費交付）</li> </ul>	7月，11月 7月 7月
出版物の刊行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機関誌「調停時報」の刊行</li> <li>・「ケース研究」の刊行</li> <li>・調停関係図書の出版</li> </ul>	1月，7月 2,6,10月 随 時
調停委員の 表 彰 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域調停協会連合会における日調連功労者表彰の実施（表彰状と記念品）</li> <li>・日調連役員退任者への謝意呈上（感謝状）</li> <li>・寄附調停委員への謝意呈上（日調連バッジ等の贈呈）</li> </ul>	9～11月 10月 随 時

# 収支予算書

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

公益財団法人日本調停協会連合会

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
	調停事業	顕彰事業		
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基 本 財 産 運 用 益	790,000	0	0	790,000
特 定 資 産 運 用 益	1,080	0	0	1,080
事 業 業 寄 附 金	17,662,000	0	0	17,662,000
受 取 寄 附 金	9,800,000	0	0	9,800,000
受 取 負 担 金	40,300,000	1,950,000	22,750,000	65,000,000
受 取 負 担 金	500,000	0	0	500,000
雑 収	200	0	300,000	300,200
経常収益計	69,053,280	1,950,000	23,050,000	94,053,280
(2) 経常費用				
事 業 業 費	69,540,440	1,830,550	0	71,370,990
管 理 費	0	0	15,437,010	15,437,010
経常費用計	69,540,440	1,830,550	15,437,010	86,808,000
当期経常増減額	△ 487,160	119,450	7,612,990	7,245,280
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 487,160	119,450	7,612,990	7,245,280
一般正味財産期首残高	△ 8,493,848	23,069,903	46,461,589	61,037,644
一般正味財産期末残高	△ 8,981,008	23,189,353	54,074,579	68,282,924
II 指定正味財産増減の部				
受 取 寄 附 金	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	636,568,718	0	0	636,568,718
指定正味財産期末残高	636,568,718	0	0	636,568,718
III 正味財産期末残高	627,587,710	23,189,353	54,074,579	704,851,642

(注) イ 借入金限度額 〇円  
 ロ 債務負担額 〇円

## 貸借対照表

令和 4年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
現金	38,258,879	28,356,920	9,901,959
預金	8,400	5,490	2,910
掛金	466,448	795,414	△ 328,966
前払費用	287,500	340,000	△ 52,500
未払費用	9,000	12,880	△ 3,880
前払費用	569,186	0	569,186
流動資産合計	39,599,413	29,510,704	10,088,709
<b>2. 固定資産</b>			
<b>(1) 基本財産</b>			
定期預金	119,130,000	119,130,000	0
有価証券	300,000,000	300,000,000	0
投資	209,000,000	209,000,000	0
基本財産合計	628,130,000	628,130,000	0
<b>(2) 特定資産</b>			
退職給付引当金	13,970,000	12,576,000	1,394,000
事業積立資産	14,153,854	14,153,854	0
ケース研究積立資産	8,438,718	8,438,718	0
公益的積立資産	7,500,000	5,500,000	2,000,000
全国大会積立資産	7,500,000	4,000,000	3,500,000
特定資産合計	51,562,572	44,668,572	6,894,000
<b>(3) その他固定資産</b>			
什器備品	120,886	161,292	△ 40,406
一括償却資産	349,800	699,601	△ 349,801
ソフトウェア	200,853	290,601	△ 89,748
その他固定資産合計	671,539	1,151,494	△ 479,955
固定資産合計	680,364,111	673,950,066	6,414,045
<b>資産合計</b>	719,963,524	703,460,770	16,502,754
<b>II 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
未払金	505,202	774,922	△ 269,720
前受金	120,765	125,795	△ 5,030
賞与引当金	0	3,000	△ 3,000
賞与引当金	2,195,000	2,078,000	117,000
流動負債合計	2,820,967	2,981,717	△ 160,750
<b>2. 固定負債</b>			
退職給付引当金	13,970,000	12,576,000	1,394,000
固定負債合計	13,970,000	12,576,000	1,394,000
<b>負債合計</b>	16,790,967	15,557,717	1,233,250
<b>III 正味財産の部</b>			
<b>1. 指定正味財産</b>			
寄附金	628,130,000	628,130,000	0
寄附金(ケース研究)	8,438,718	8,438,718	0
指定正味財産合計	636,568,718	636,568,718	0
(うち基本財産への充当額)	( 628,130,000 )	( 628,130,000 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 8,438,718 )	( 8,438,718 )	( 0 )
<b>2. 一般正味財産</b>			
(うち特定資産への充当額)	66,603,839	51,334,335	15,269,504
(うち特定資産への充当額)	( 29,153,854 )	( 23,653,854 )	( 5,500,000 )
正味財産合計	703,172,557	687,903,053	15,269,504
<b>負債及び正味財産合計</b>	719,963,524	703,460,770	16,502,754



# 貸借対照表

令和 3年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	28,356,920	11,836,945	16,519,975
売掛金	5,490	3,480	2,010
棚卸資産	795,414	8,090,881	△ 7,295,467
前払金	340,000	0	340,000
未収金	12,880	6,000	6,880
前払費用	0	137,434	△ 137,434
流動資産合計	29,510,704	20,074,740	9,435,964
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	119,130,000	328,130,000	△ 209,000,000
基本財産・金銭信託	300,000,000	100,000,000	200,000,000
投資有価証券	209,000,000	200,000,000	9,000,000
基本財産合計	628,130,000	628,130,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	12,576,000	11,132,000	1,444,000
記念事業積立資産	14,153,854	14,153,854	0
ケース研究積立資産	8,438,718	8,438,718	0
公益目的積立資産	5,500,000	2,000,000	3,500,000
全国大会積立資産	4,000,000	0	4,000,000
特定資産合計	44,668,572	35,724,572	8,944,000
(3) その他固定資産			
什器備品	161,292	221,493	△ 60,201
一括償却資産	699,601	0	699,601
ソフトウェア	290,601	380,349	△ 89,748
その他固定資産合計	1,151,494	601,842	549,652
固定資産合計	673,950,066	664,456,414	9,493,652
資産合計	703,460,770	684,531,154	18,929,616
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	774,922	117,669	657,253
預り金	125,795	121,885	3,910
前受金	3,000	6,000	△ 3,000
賞与引当金	2,078,000	2,057,000	21,000
流動負債合計	2,981,717	2,302,554	679,163
2. 固定負債			
退職給付引当金	12,576,000	11,132,000	1,444,000
固定負債合計	12,576,000	11,132,000	1,444,000
負債合計	15,557,717	13,434,554	2,123,163
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
寄附金	628,130,000	628,130,000	0
寄附金(ケース研究)	8,438,718	8,438,718	0
指定正味財産合計	636,568,718	636,568,718	0
(うち基本財産への充当額)	( 628,130,000 )	( 628,130,000 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 8,438,718 )	( 8,438,718 )	( 0 )
2. 一般正味財産	51,334,335	34,527,882	16,806,453
(うち特定資産への充当額)	( 23,653,854 )	( 16,153,854 )	( 7,500,000 )
正味財産合計	687,903,053	671,096,600	16,806,453
負債及び正味財産合計	703,460,770	684,531,154	18,929,616